平成２８年（フ）第３１号
広島県東広島市西条町西条394番地24
債務者　赤間　美香
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１号
広島市佐伯区皆賀１丁目１番48－406号
債務者　反田　　彩（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
愛媛県松山市南久米町149番地５　第６ゴトービル601号
債務者　東倉　政美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８号
福岡県嘉麻市口春666番地
債務者　迫尾　富子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１８号
大分県由布市挾間町北方272番地
債務者　山元　文生
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９号
大分県由布市挾間町北方272番地
債務者　山元　里香（旧姓衞藤）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４号
宮崎市丸島町３番15号　アクティ丸島201号
債務者　野道　義人
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９号
宮崎市南花ケ島町274番地８　川崎アパート103号
債務者　濵砂富士枝
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２号
宮崎市田野町乙9518番地　市営住宅光52－２棟307号
債務者　落合眞幸子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９号
鹿児島県いちき串木野市湊町１丁目243番地日ノ出住宅Ｅ－101
債務者　小原　信子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２７号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台３丁目33番16号
債務者　小原紘一郎
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３４号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目39番15号（第２メゾン小松原403号）
債務者　永田　洋美
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４０号
鹿児島県鹿児島市上荒田町21番20号（ハイツきよふじ103号）
債務者　川間紀美子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３号
福島市腰浜町28―34　カーサ腰浜205、住民票上の住所福島県伊達市保原町富沢字沼ノ田25番地２
債務者　佐藤　夏美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１４号
金沢市小坂町中304番地１　フォレストハウス202号
債務者　吉川　直美（旧姓坂下）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２号
金沢市泉本町５丁目32番地１　シャトー芦原103号
債務者　柴田　敏子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５号
金沢市若草町９番25号
債務者　吉野壽美子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
金沢地方裁判所民事部